「施行令」という。）第一条の二第一号、第二号、第七号及び第十号（法第百五条第一項に規定する届出（法第八十八条の二及び第八十九条第一項の規定による保険料の免除に関する届出を除く。）に係る事務に限る。）に掲げる事務を」に改め、「被保険者（」の下に「第三号に規定する保険料免除者、」を加え、「千四百十円」を「九百七十六円」に改め、同条第二号中「市町村事務のうち福祉年金に係る事務（次条において「福祉年金事務」という」を「福祉年金事務（市町村事務のうち福祉年金に係る事務をいう。次条において同じ」に改め、「以下」の下に「この号並びに同条第三号及び第四号において」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　基礎年金等事務のうち給付事務（施行令第一条の二第三号から第六号まで、第十号（法第百五条第一項に規定する届出に係る事務を除く。）、第十一号及び第十二号に掲げる事務をいう。）の執行に通常要する受給権者（施行令第一条の二第三号イからホまでに掲げる給付を受ける権利の裁定を受けた者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の法第十六条の規定により年金たる給付を受ける権利の裁定を受けた者に限る。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が七百三十円を基準として定める額に、当該年度の各月末における受給権者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額

三　基礎年金等事務のうち免除事務（施行令第一条の二第八号、第九号及び第十号（法第百五条第一項に規定する届出のうち法第八十八条の二及び第八十九条第一項の規定による保険料の免除に関する届出に係る事務に限る。）に掲げる事務をいう。）の執行に通常要する保険料免除者（法第八十八条の二、第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき法の保険料を納付することを要しないものとされている者に限る。以下同じ。）一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が二千三円を基準として定める額に、当該年度の各月末における保険料免除者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額

第二条第一号及び第二号中「被保険者」の下に「、受給権者及び保険料免除者」を加える。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（給付基準額の改定）

第四条の二　令和二年四月以降の月分の給付基準額（法第三条第一号に規定する給付基準額をいう。）については、法第四条第一項中「五千円」とあるのは、「五千三十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第二十三号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 ［1・2　略］ （企画官の設置期間の特例） 3　第八条第一項の企画官のうち三人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。 ［項を削る。］ 4　［略］	**附　則** ［1・2　同上］ （企画官の設置期間の特例） 3　第八条第一項の企画官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。 4　第八条第一項の企画官（前項に規定するものを除く。）のうち二人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。 5　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。